

一般財団法人Nスポーツコミッションなよろ風連地区競技団体補助金取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、名寄市風連町スポーツ協会（以下「風連スポ協」という。）の加盟競技団体で、一般財団法人Nスポーツコミッションなよろに継続加盟する会員（以下「風連地区団体」という。）が行う事業及び運営に対し交付する補助金に関し、必要な事項を定める。

(補助額)

第2条 風連地区団体に対し、次に掲げる事業に補助金を交付する。ただし、食糧費を除く。

- (1) 競技団体の振興に必要な経費として年間30,000円を交付する。
- (2) 地元で開催される大会等スポーツに関する事業の推進費としてひとつの事業費の2分の1以内、最大50,000円以内で補助金を交付する。
- (3) その他目的達成のために必要な事業に関すること。

(交付申請)

第3条 補助金の交付申請をしようとするときは、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書（大会要項等）
- (3) 収支予算書

(実績報告)

第4条 事業が終了したときは、速やかに次に掲げる事業結果を示す書類を添えて報告しなければならない。なお、風連スポ協から交付を受けた団体においても同様とする。

- (1) 事業報告書（大会成績等）
- (2) 収支決算書
- (3) その他必要な書類

(委 任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月28日から施行する。